

第26回 東京弁護士会人権賞

社会福祉法人カリヨン子どもセンター、布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会の2団体に決定

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 西立野園子氏）は、2011年度の東弁人権賞に2団体を決定し、12月1日に司法記者クラブで発表した。授賞式は2012年1月10日の東京弁護士会新年式で行われる。受賞者のプロフィールは次のとおりである。

◎社会福祉法人カリヨン子どもセンター

2004年6月、前身となるNPO法人設立。

「どこにも行き場のない子どもたち」に安全な場所を提供するため、東京弁護士会の会員有志と児童福祉関係者らが中心となってカリヨン子どもセンターを設立。日本で初めての民間の子どものためのシェルター「カリヨン子どもの家」では、衣食住を無償で提供し、スタッフが24時間体制で子どもたちを見守り続け、これからの人生を一緒に考え自立を支援している。開設から7年間で190名以上の子どもが訪れ、生きる道を見つけて巣立っている。

2005年、「カリヨン子どもの家」を訪れた子どもを長期的な視点で自立を支援する自立支援ホームを開設。この活動が認められ、2008年3月、社会福祉法人カリヨン子どもセンターを開設した。

また、カリヨンの活動に影響を受けた他府県の弁護士によって、全国各地に同様の子どもシェルターが開設されている。このような活動の広がりが日弁連や厚生労働省を動かし、子どもシェルターが児童福祉法上の児童自立援助ホームの一形態として認められ、次年度から公的補助の対象となることが決定している。

カリヨンが届ける「あなたはひとりぼっちじゃない」というメッセージが、我が国の法制度と行政の仕組みの中で隙間に落ち込んでしまった「行き場のない子どもたち」に温かい希望を与えている。

◎布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会

1976年1月、布川事件で桜井、杉山両氏が最高裁に上告中に、無実の両氏を冤罪から救うため設立。

1978年の桜井、杉山両氏の無期懲役判決確定後は、再審請求に備えて千葉刑務所への収容を要請。1996年11月の仮出獄まで毎月激励面会を続け、刑務所当局に対して二人の仮出獄と再審準備のために処遇改善を要請。2001年12月6日の第2次再審請求後は、事件に係属している裁判所に対し、再審開始、公正な判決、証拠開示を求める要請活動を毎月行った。

布川事件の冤罪を広く訴えるため、守る会ニュースの毎月の発行、コンサートなどイベントの開催、街頭での宣伝活動など、さまざまなかたちで両氏の声を届け続けた。会費やカンパで得られた資金の一部提供、鑑定や再現実験の実施にあたっての人員及び資材の提供などによって、弁護団を支えた。弁護活動に対しても、毎年泊りがけで開催した現地調査や学習会で事件の問題点を洗い出すなど多くの提言をした。

さらに、両氏の仮出獄後も、社会復帰を物心両面で支え、再審をたたかい抜き刑事司法を告発する活動に従事できるよう支援している。また、冤罪根絶のため全面証拠開示や取り調べの全面可視化を求めての意見広告掲出、国際会議で我が国の刑事手続や人権状況を訴えるなど、その改善に多大な貢献をしている。

守る会設立から2011年5月24日の再審無罪判決までの35年余の間に集めた署名は約30万名分にも及ぶ。

桜井、杉山両氏の無実を訴え続けた守る会の熱心な活動が、両氏とその弁護団を支え、再審無罪判決という成果に結びついた。その功績は、我が国の刑事司法について、再検討を迫るうえで大きな役割を果たしたと言える。